

令和 3 年 2 月 26 日

第 31 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

## 招集日時及び場所

日時 令和3年2月28日  
午後1時30分～午後3時40分  
場所 出水市役所本庁4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
				15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
5番	外園 優	11番	井町 和夫		

#### 農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

3番 田下 勉

## その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、有川

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 4号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 6号	非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第31回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。  
なお、3番、田下委員から欠席届が提出されています。  
推進委員につきましては、11人全員出席です。  
議事録署名委員を指名いたします。  
1番、重信委員と16番、榎木委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。  
 (「異議なし。」と言う者あり。)  
 会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告  
 総会後の業務報告等(会長報告、省略)  
 合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。  
 それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 総会資料4ページを御覧ください。所有権移転の第1項です。申請地は、上鯖淵、畑、7  
 69㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている兼業農家で、現在は水稻等を耕作され  
 ています。許可後の面積は、4,663㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望に  
 よる売買の申請です。

第2項、第3項は譲受人が同じですので、まとめて報告します。

第2項。申請地は、武本、田、947㎡です

第3項。申請地は、武本、田、366㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼  
 業農家で、現在は水稻等を耕作されています。許可後の面積は、45,763㎡で、譲受人  
 の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。なお、申請地東側○○○○番○、  
 田は、令和3年1月総会で譲受人が所有権移転許可済の農地です。また、申請地西側○○○  
 ○番○、○は申請人の所有地です。

第4項。申請地は、野田町下名、田、他1筆、合計1,185㎡です。譲受人は夫婦で農  
 業に従事されている農家で現在は水稻等を耕作されています。許可後の面積は4,662㎡  
 で譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第5項。申請地は、高尾野町江内、畑、814㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事され  
 ている認定農家で、現在は水稻等を耕作されています。許可後の面積は、132,901㎡  
 で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。令和2年10月総会で、  
 申請地西側の○○○番○、の農地を取得されています。

第6項。申請地は、野田町下名、田、3,472㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事さ  
 れている農家です、取得後は、水稻を耕作される予定です。許可後の面積は、20,468  
 ㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第7項。申請地は、今釜町、田、836㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事される農家  
 で、取得後は、露地野菜を耕作される予定です。許可後の面積は、5,671㎡で、譲受人

の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

次に解除条件付き賃借権設定1年です。

第1項。申請地は、文化町、田、他1筆、合計5, 894㎡です。借り人は、福岡県大野城市の法人で、現在は、水稻・グアバ茶等を耕作されています。従事者は、17人です。

許可後は、水稻を耕作する予定です。契約解除条件の契約書・法人定款・法人の登記事項証明が添付されています。借り人の規模拡大、貸し人の相手方の要望による申請です。この法人は、農地所有適格法人の4要件（法人形態要件・事業要件・業務執行要件・構成員要件）をみたしていないため、解除条件付き賃借権設定の申請になりました。

次に賃借権設定5年です。

第1項。申請地は、武本、畑、993㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている阿久根市の認定農業者です。出水市の認定農業者ではないので、3条申請を受け付けました。今後、出水市でも認定農業者の申請も行いたいとのことです。許可後は、豆類を耕作される予定です。現在は阿久根市で、加工用甘藷・オクラ・豆類を耕作されています。営農計画書も添付されています。許可後の面積15, 116㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。

第2項。申請地は今釜町、田、外2筆、合計1, 692㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、許可後は、水稻を耕作される予定です。申請地に囲まれている〇〇〇番は、申請者が購入し現在お住まいです。許可後の面積は7, 646㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。

次に賃借権設定10年です。

第1項。申請地は、美原町、田、外3筆、合計1, 635㎡です。譲受人は、夫婦で農業に従事されている農家で、許可後は水稻を耕作する予定です。

許可後の面積は4, 241㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による申請です。

第2項、第3項は借り人が同じですので、まとめて報告します。

第2項。申請地は、平和町、畑、2, 930㎡です。

第3項。申請地は、平和町、畑、1, 979㎡です。

借り人は、今年の7月まで、アグリセンターで農業研修中の方で、許可後はいちごを栽培する予定です。営農計画も添付されています。いちご栽培をするにあたり、あらかじめ農地を借り、育苗等の準備を行いたいということで、今回申請されました。農政課に青年等就農計画の認定申請中です。

許可後の面積は4, 241㎡で、譲受人の新規就農、譲渡人の相手方の要望による申請です。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番委員です。2月22日、午後1時より12番委員、25番委員、私と事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第7項までを報告します。第1項、地図のページが7ページになります。申請地位置図をご覧ください。出水クリーン産業から南へ120mほど行ったところに申請地ございました。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部が申請地になんですけども中央斜線部の左下のほうに〇〇〇番宅地とあるんですけどもそこが〇〇さんのお宅になっていその裏を御自分で管理されるということになります。畑のほうはもう管理が始まっています木を切ったり草を

刈ったりしてあって、梅がそもそも植わっているんですけどもその梅と果樹を植えて管理していかれるということでした。

続きまして2項、3項については、位置も同じような所なので、まとめて説明させていただきます。8ページの地図をご覧ください。申請地は一本松休憩所から南へ180m位のところにあります。橋を渡ってすぐ一本松の橋渡ってすぐ左手を見たところにあります。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部〇〇〇〇番〇、ここが2項になるんですけども3項はその西側の〇〇〇〇番〇、の田んぼの細いところが3項になります。一番東からゆくと先程事務局から報告がございましたように令和3年1月に〇〇さんが取得された〇〇〇〇番〇、の田、それからずっと西の方に行って〇〇〇〇番の田まで〇〇さんが全て耕作されるということでここを取得されるということでした。現在も田んぼが耕作されていたのでそのまま〇〇さんが耕作していくことになっています。3項はその細いところなので省略いたします。

4項になります。4項は10ページです。申請地位置図をご覧ください。野田駅から北西へ約420mのところ申請地があります。申請地位置図をご覧ください。中央斜線部、ちょっとかくかくの形になってるんですけども〇〇〇〇番の田のほうは、1枚の田になっていてその隣の真ん中だけ今回の取得なんですけれどもそれも併せて3筆で一枚に現状なっていました。〇〇〇〇番の申請地の田んぼから西側までとかは耕作されていたんですけども、〇〇〇〇番〇は現在耕作放棄になっていましたけれども申請地はちゃんと耕作されていることを確認しました。

5項、11ページ次のページの地図になります。木牟礼城跡から北西へ約1.1kmのところ申請地ございました。申請地位置図をご覧ください。中央斜線部です。ここは事務局から説明があったように合意解約が3ページの14項で解約がされたところなんですけれども〇〇さんの斜線部西側の左下の宅地〇〇〇番〇、ここが〇〇さんの息子さんのお宅になっていてその北側は〇〇さんが取得された畑となっています。10月に取得されたようです。その斜線部分に甘藷を栽培されていかれるとのことでした。見たときは草がちょっと足首までいかなのかなという位の一回刈られたなというところでした。

6項、12ページになります。申請地は野田中央区浄化センターから南へ50mくらいの位置に申請地ございました。申請地位置図をご覧ください。中央斜線部になります。〇〇〇〇番の田、南側ですね、その北側の〇〇〇〇番〇の田んぼのあぜが1枚になっていてその1枚を申請者の方が耕作されている状態です。ちょっとまだ〇〇〇〇番〇については、取得されていない状態なんですけれども田んぼとして耕作されていることを確認してきました。

続きまして7項13ページになります。申請地位置図をご覧ください。今釜交差点から北へ190mほどのところにありました。申請地地籍図をご覧ください。中央斜線部になります。ここは地目は田んぼになっているんですけどもここら辺りは田んぼは作っておりませんで畑になっておりました。周りのほうも、〇〇〇番の田んぼは放棄されてきれいに土を起こされたような状態になっているのを確認しました。以上、所有権移転第1項から第7項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 続きまして12番委員お願いします。

12番 12番委員です。調査日時等については、先ほど14番委員が述べられたとおりですので、省略します。

解除条件付き賃借権設定1年、賃借権設定5年、及び10年について報告します。

解除条件付賃借権の設定1年。第1項、位置図は14ページに地籍図は15ページを御覧ください。申請地は公設市場から南東へ約50mが〇〇〇番〇と600m位先に行ったところに〇〇〇番があります。現在ジャガイモを作付けされておりましたが収穫終了後に水稻を作付けされるそうです。許可後の面積は107,729.28㎡です。

次に賃借権設定5年です。1項、位置図は16ページを御覧ください。申請地はマルマエ工場から南へ220m位のところです。許可後は豆類を耕作する予定です。借り人は阿久根市の認定農業者のかたですが貸したい借りたいのマッチングで今回耕作される予定です。今後も出水市で耕作面積を増やしていき将来的には出水市での認定農家の申請をされる予定です。許可後の面積が15,116㎡です。

次に第2項、位置図は17ページを御覧ください。申請地は今釜中公民館から北へ約230m位のところです。地籍図の〇〇〇番が申請者の宅地でありその周りの田んぼを借りて水稻を耕作されるそうです。許可後の面積は7,646㎡です。

次に賃借権設定10年、位置図は18ページを御覧ください。申請地は朝熊踏切から南へ約300mのところにあり、借人と貸人は知人であり現在も水稻を作付けされていたそうです。許可後の面積は4,241㎡です。

次に19ページです。申請地は出水市社会福祉協議会から北へ約560m位のところにあり、借人は現在アグリセンターでいちごの研修中ということでありました。また、新規認定の申請中でアグリ農地を借りて、いちごの苗を作るそうです。許可後の面積は4,909㎡です。

次に3項目です。耕作者は同じですが、20ページを御覧ください。借り人は同じで第1項の隣の農地ですが、現在ハウスが建っておりここでいちごの栽培をされるそうです。現在、ハウス内に前の耕作者の道具等が残っている状態でしたが3月までに撤去されるそうです。許可後の面積は4,909㎡です。

以上、解除条件付き賃借権設定、賃借権設定5年第1項から第2項、賃借権設定10年第1項から第3項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

議長

事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

ないようでしたら、調査員の報告では所有権移転及び解除条件付き賃借権設定1年、賃借権設定5年及び10年について許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転及び解除条件付き賃借権の設定1年賃借権設定5年及び10年については、全件許可することと決定いたします。

議長

続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

まず、該当する委員さんがいらっしゃいます。資料25頁賃借権の設定5年、第4項、7番委員の除斥をお願いします。

(7番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明します。資料は25号、農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第4項です。土地の表示、高尾野町〇〇〇〇〇〇〇番〇畑 588㎡。借人、砂原自治会、39歳、男性、露地野菜の認定新規就農者です。貸人、砂原自治会、73歳、男性との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。12番委員、審議結果の報告をお願いします。

12番 12番です。調査日、調査委員は先ほど説明したので省略します。を報告いたします。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。  
(質疑なし)

議長 ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいか。  
(はい)

議長 調査員の報告通り適当と決定します。  
(7番委員 入室)

議長 続きまして、資料26号賃借権の設定5年、第6項の28番推進員の除斥をお願いします。  
(28番推進委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は26号。農地利用集積に係る賃借権の設定5年、第6項です。  
土地の表示、野田町〇〇〇〇〇番 田 1, 165㎡。借人、有限会社 〇〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇、肥育豚の認定農家です。貸人、中郡自治会、74歳、男性との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。12番委員、調査結果の報告をお願いします。

12番 12番委員です。ただいまの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。  
(質疑なし)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定してもよろしいか。  
(はい)

議長 それでは、調査員の報告通り適当と決定します。  
(26番推進委員 入室)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 引き続き報告をさせていただきますが、先ほどお配りいたしました差替えについてご説明をさせていただきます。

今回の差し替えは、皆様方のお配りした総会資料38号賃借権の設定10年第4項について、あとで精査したところ使用賃借権の設定10年でございました。この項を削除して、項を順に上げ、順番を入替しました。ページ数が変わりましたのですべて10年の項を32号から36号までを修正させていただきました。36号の使用賃借権の設定3年の下に先ほどの10年を追加いたしました。総括表合計については、件数の79件、筆数の142筆についての変更はございません。それでは、総括表に沿って説明をさせていただきます。賃借権の

設定1年、新規、1件、1筆で、2,000㎡です。

次に、賃借権の設定2年、再設定2件、2筆で、2,059㎡です。

次に、賃借権の設定3年、新規5件、8筆、再設定、8件、20筆、合わせて13件、28筆で、33,728㎡です。

次に、賃借権の設定4年、新規、1件、1筆で、913㎡です。賃借権の設定5年、先ほど適当と決定されました、第4項、第6項を含めて、新規8件、11筆、再設定、20件、38筆、合わせて、28件、49筆で、67,698㎡です。

次に、賃借権の設定6年、再設定、2件、2筆、1,579㎡です。

次に、賃借権の設定7年、新規、1件、3筆、再設定、1件、1筆、合わせて2件、4筆で、7,126㎡です。

続いて、賃借権の設定10年、新規、7件、16筆、再設定、7件、16筆、合わせて14件、32筆で、49,452㎡です。

次に、賃借権の設定30年、新規、1件、1筆、5,185㎡です。

続いて、使用貸借権の設定3年、新規3件、3筆、3,153㎡です。

使用貸借権の設定10年、新規1件、1筆、1,528㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。

4件、4筆で、3,474㎡です。

最後に、農地中間管理権の取得について、

7件、14筆、総面積21,044㎡です。

それでは、総会資料37頁をご覧ください。所有権の移転について、ご説明申し上げます。

第1項、譲受人〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇、水稻の認定農家です。譲渡人は、福岡県中間市の男性です。土地の表示、高尾野町〇〇〇〇〇〇番〇 田 349㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項、譲受人、上水流自治会 53歳 男性。肉用牛の認定農家です。譲渡人は、西水流自治会 79歳 男性です。土地の表示、高尾野町〇〇〇〇〇〇番 田 1,027㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第3項、譲受人は、上村東自治会、44歳 男性。水稻、果樹の認定新規就農者です。譲渡人は、福岡県飯塚市 78歳 男性。土地の表示、〇〇〇町40 田 862㎡。移転理由は、受贈と贈与です。

第4項 譲受人 第3項と同一人ですので省略します。譲渡人は、大阪府高槻市 66歳 男性です。土地の表示、〇〇町〇〇〇〇番 田 1,179㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。ちなみに、第3項、第4項の譲受人と譲渡人は、他人の関係ですが、譲渡人はもともと、出水にお住まいの方で、今後出水に帰郷することもないので、農地の有効活用のため、現在、農業をされている、譲受人に贈与したいとの申し出がありました。この譲渡人同志は、叔父、おいの親戚の関係になります。

以上で、議案第2号農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。14番委員、審議結果の報告をお願いします。

14番 14番です。審議日時等については、先ほどと同様なので省略します。ただいま、事務局より説明のありましたすべての案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。  
(質疑なし)

議長 ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
(「はい」の声)

議長 それでは、「議案第2号 農用地利用集積計画について」は、全件適当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項、除外の申請内容について説明いたします。申請地は、野田町下名の畑で4329㎡です。申請人は、三重県在住の無職です。傾斜地で耕作不便であるため、クヌギを植林し山林として管理しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域内の農地で今回、除外のみの単独申請となります。市役所野田支所から概ね農500m以内に位置しているため、第2種農地 500m以内農地に該当します。

議長 8番委員お願いします。

8番 8番です。2月24日、26番委員と事務局職員で協議した結果を報告いたします。議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る地区除外についての1項です。申請地は野田中学校から北側へ10メートルくらいのところですが、見たところ大木が生い茂り全く手入れの行き届いていない山林でした。事業目的はこの場所にクヌギを植林し、山林として管理したいためです。農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更地区除外については、農用地区域からの除外要件を満たしますので、やむを得ないと判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問等をお受けします。ございませんか。  
(「なし。」の声)

議長 ないようです。調査員の報告ではやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。  
(「異議なし。」の声)

議長 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項について説明いたします。申請地は平和町の畑1筆と一体利用として宅地2筆の計655.7㎡です。申請人は市内の会社員です。現在、〇〇〇番及び〇〇〇番の建物の2階に母親と二人で住んでいますが、母の高齢化に伴い2階への移動が大変となっており、また建物の老朽化も進んでいるため、今回当該地に新たな居宅を建築しようとするものです。また、一般住宅の基準面積である500㎡を超過するため理由書が添付されています。理由書の内容としては、申請地は公衆用道路から奥まった場所にありそこへ出入り可能な通路及び展開可能なスペースを設ける必要であり、今回の面積での申請に至ったとのことでした。

土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。2月24日、11番委員、24番委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。ただ今の事務局の説明のとおり、ちょっと奥まったところではありますけれども、理由書が添付されており許可相当と判断しました。

議長 はい。事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ないようです。調査員の報告では、許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

儀容 それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項について説明します。申請地は、上知識町の畑で484㎡です。申請人は市内の公務員です。現在、実家で両親と暮らしていますが、利便性の良い当該地に自己の住宅を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象地となっていない小集団の生産性の低い農地となっているため第2種農地「その他の農地」に該当します。

議長 4番委員をお願いします。

4番 はい。先ほどお話ししましたが、ただ今の事務局の説明のとおり、ちょっと奥まったところでありありますけれども、許可相当と判断しました。

議長 続きまして第2項をお願いします。

事務局 第2項について説明します。申請地は、大野原町の畑で403㎡です。申請人は、長島町の会社員です。現在、借家住まいが手狭となり今回新たに一般住宅を1棟建築しようとするものです。当初のこの申請の排水計画について、合併浄化槽で行うということで申請されたのですが、都市計画課に提出された建築申請の排水計画と相違があることが途中で発覚しました。排水計画について確定させたいので現地調査に立ち会っていただくようお願いしたところでしたが、現地調査当日も確実な説明がなされない状況でした。排水計画について設計事務所と行政書士の間で調整がとれたのが昨日の段階であり、それによりますと雨水については集水桝に集めて地下浸透を行うと、台所排水とトイレの汚水については汲み取りで処理を行い、洗濯機の水は既設管に接続して道路側溝へ排水するとのことでした。洗濯機の水の排水については直接既設管から道路側溝へ排水を行うというものなので、市の道路管理者との協議が必要となってきます。まだ、おそらく協議の方はなされていないという状況です。また、今回譲渡人が譲受人の父親に当たり今回無償でこの土地を譲受ということです。土地改良地区内ですが協議済みであり農用地区域外の農地です。10ヘクタール以上の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良区内の事業施工区域に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲50m以内に3個以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第2項ですが申請地位置図を御覧ください。Aコープ西出水店から西へ500mくらい行ったところにあります。申請地地籍図を御覧ください。斜線部分の上の方から通路になっております。その下の方が畑となっておりますが、そこに住宅を建てるということで、現地に行ったところ調査の前に碎石が敷かれていまして、始末書付きということですが、できればそこらへんは事前着工ではないようにしてもらいたいという現状でした。現地を見たところ不動産屋さんの方から排水対策等がはっきりしませんでした。周辺農地へは影響はないと思います。調査の結果、農地と転用目的は問題はないのですが条件付きで許可相当にしたいと思っています。それにつきましては皆さんで審議をしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 それでは、3項に入ります。説明をお願いします。

事務局 第3項について説明します。申請地は高尾野町大久保の畑3筆と一体利用地としての宅地1筆の3018.17㎡です。申請人は、市内で建設業を営む法人です。現在会社敷地が手狭となったことから、今回、当該農地を取得し新たに事務所、資材置場、駐車場、通路として利用しようとするものです。土地改良区域内ですが協議済みであり、農用地区域内の農地で現在除外の手続き中です。10ヘクタール以上の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施行区域に位置しているため、第一種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 11番委員、お願いします。

11番 11番です。第3項、申請地位置図を御覧ください。コメリー高尾野店から300m行った所にあります。申請地地籍図を御覧ください。〇〇〇〇番〇畑と右側の斜線の小さい部分の所です。ここのところは〇〇〇〇番〇の左の所に道路がありまして、道路より低い位置にありました。そこを嵩上げて事務所と駐車場を造り、また奥の斜線の小さい所に資材置場を建てられるということでした。もともとあそこは大雨が降れば浸かるといところでございましたので、嵩上げをするということでありました。周りをブロック積みで20~30cm上げて盛土をされるそうです。排水の方は左側に道路がありまして、左の方に排水をされるそうです。それと、事務所を建てられて合併浄化槽で対応されるということでありました。雨水については、左側の側溝ということでした。それに対して資材置場の方は畑の所でしたので雨水等は地下浸透ということでした。それで周辺農地等への影響はないと思いますので、調査の結果、農地区分との転用目的は問題がないので許可相当と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局お願いします。

事務局 第4項について説明します。申請地は、武本の畑で260㎡と一体利用地として宅地、計349.28㎡です。申請人は市内の会社員です。現在、借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建設しようとするものです。土地改良区域外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地の「その他の農地」に該当します。

議長 11番委員お願いします。

11番 11番です。第4項申請地位置図を御覧ください。下中公民館から東へ50mくらい行った所になります。申請地地籍図を御覧ください。〇〇〇〇番〇は以前申請がされて今畑と

なっておりますが、家が建って今宅地になっております。その右側に申請地があります。道路とあまり変わらない高さでありましたので、低い所は少し土を入れて回りはブロック積みで囲み、上の方の道路がありまして斜線の上に道路と下水道が通っておりまして、そこに側溝が通っておりますからその側溝に雨水を流すということと、生活排水は下水道に流すということとございました。周りは宅地となっておりますので周辺農地への影響はないと思います。調査の結果、農地区分と転用目的には問題ないということで許可相当と判断しました。

議長 第5項をお願いします。

事務局 第5項について説明します。申請地は、黄金町 田2筆の計1562㎡です。申請人は市内の自営業者です。自己が経営する会社の工場が老朽化しており、また六月田・上村線の道路拡張により駐車場敷地が縮小することから今回当該地を取得し、工場及び駐車場として自己の会社に貸与しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。農地の広がり10ヘクタール未満であり、都市計画用途地域から概ね500m未満に位置しているため、第2種農地の「市街地近接農地」に該当します。

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番です。日時、調査員は先ほど報告しましたので省略いたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての第5項です。申請地は、六月田の自動車学校の近くの信号のすぐそばにあり、六月田・上村線が近い将来拡張のため今ある駐車場としている場所が4、5m後に下がるために、新しく工場と駐車場をつくりたいそうです。下の地籍図を御覧ください。〇〇〇番が駐車場で〇〇〇番が工場になるということです。ちょっと周囲よりも低いので30cmほどの盛土をして道路の高さより少し高くするそうです。雨水は側溝へ生活排水はとお聞きしましたら工場と駐車場だからあんまり出ないということでちょっと納得はいかなかったんですけどそういう回答でした。周辺はほとんど宅地で農地の営農には支障はないと思われまますので、以上で農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続いて第6項をお願いします。

事務局 第6項について説明します。申請地は、高尾野町唐笠木の畑で712㎡です。申請人は市内で建設業を営む法人です。当該地に建売住宅2棟を建築し、経営の安定を図ろうとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ヘクタール以上の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施行区域に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可例外である「集落接続施設」に該当します。

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番です。日時、調査員は先ほど報告しましたので省略いたします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての第6項です。申請地は、南方神社から南へ300mくらいの所です。畑を前と後ろに分けて2棟建築の予定ですが、きちんと整理されて建築ができる状態でした。雨水は側溝へ生活排水は下水道へ流す予定で家を建てる部分だけを少し盛り付けをして周囲はコンクリートで囲むとのことでした。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 はい。事務局、調査員の報告が終わりました。皆さま方の御意見、御質問をお受けいたし

ますが、その前に11番委員から第2項について。皆さま方に協議をしてくださいという意見がございましたが、事務局この点についてもう少し説明をお願いします。

事務局 はい。第2項ですが、説明の中にもありましたが、排水について昨日まではっきりしなかったというところで現場に立ち会っていただきました委員さん達には誠に申し訳なく思うのですけれど、昨日の時点で確定したということで、もう一度申し上げますと雨水の処理につきましては集水桝に集めて地下浸透を行う、台所とトイレの汚水については汲み取りを月何回かバキュームカーで行うと、洗濯機の水については既設の排水管がすでに埋まっていますがそれに接続して市の道路側溝へ排水するという計画になっております。洗濯機の水ですが通常でしたら合併浄化槽を通して直接側溝へ排水するのですが、これを合併浄化槽は設置せずに今埋まっている管に接続し直接市道の側溝に流しますよと言う計画になっております。これはたれ流しのような状態になると思うのですが、県の農村振興課の方に確認をとったところ実際たれ流し行為についてはだめという規定法的根拠はないので、許可権者の県もだめとはいえませんが、結局この道路側溝の管理者である道路河川課との協議がきちんとされていて、その上で協議が済みましたこれでいいですよ調整がついてのであれば県も許可を出せますと回答をいただいたところでした。今回、計画がきちんと決まったのが昨日ということでしたので、代書もあやふやでしたので協議はされていないのではと思います。ここについては、通常どの案件についても排水先の了承でここに流しも良いですよと協議が済まないどどの案件についても許可はなされない状況でございます。事業計画書にどことは協議済みですと記載があるのですけれど、これについてはそれが無いということです。多分これから協議をしていきますが、今時点において農業委員会としてその協議がきちんと出されることを条件に許可をするのかどうするのかということも協議してもらいたいと思います。

議長 はい。事務局から説明がありました。この件について皆さま方から御意見、御質問をお受けしたいと思います。

はい。2番委員。

2番 2番ですが、ちょっと説明が分かりにくいところもあったんですが、いちよう合併浄化槽を設置されるということですか。

事務局 いいえ。合併浄化槽はなしということです。

2番 トイレなんかの汚水の処理は汲み取り式にして、通常の洗濯の水を道路側溝へ流すということですか。

事務局 洗濯機の水だけ、既設の排水管を使って道路側溝へ流す。台所の水についてはトイレの汚水といっしょにタンクに溜めてバキュームしてもらおうということです。

2番 ちなみに道路側溝はどこに付いていますか。

事務局 この地籍図で言いますと申請地の左側〇〇〇〇番宅地、〇〇〇〇番宅地とありその左側の道路が市道になっていましてここに側溝があります。こちらに排水するということです。

2番 この宅地の人と協議した上で設置となると思いますが。

事務局 はい。そうですね。そこについては、〇〇〇〇番の宅地については、譲渡人の父親の土地になっております。〇〇〇〇番〇も父親の宅地でここは合併浄化槽で昔に管を通して今の市道に接続されている状態です。その管に載せて今回洗濯機の水だけ流しますという計画です。

2番 それでは、お互いに了承はされているんですね。

事務局 親子間なのでそこはされていると思います。

2番　　そういうことで規格にあっているということであれば仕方のないことであると思いますが、浄化槽も含めて流すのであれば問題があると思ってお訪ねしたところでした。

議長　　他にございませんか。1番委員。

1番　　1番です。今の件ですけれども、雨水、排水は溜桝で自然沈下ということですから、溜桝のくらの大きさの溜マスを作られるのか。雨水の自然沈下となれば相当大きい溜桝でないと沈下しないのではと思います。それとほとんどが合併浄化槽で処理した方が良さそうなものを炊事の水とかほかは普通の汲み取り式にするという話ですけれども、炊事の水を汲み取り式のタンクに入れれば何日もたないと思うのですけれども、ちょっとあり得ない話のような気がします。ただトイレの水だけであれば汲み取り式で一ヶ月か2か月に1回汲み取りすれば良いと思いますけれども、炊事場の水までいっしょに流すのはちょっと話しとしては見えないようでこれを簡単に許可しても良いのかという気がするのです。合併浄化槽を設置すれば簡単に済むことですからここで条件を付けて許可とするよりもここは不許可として、それができてからもう一度見せてもらおうというのが正式なやり方だと私は思います。

議長　　図面を見てみましたら、子供部屋は設置してありますがお風呂場は設置してありません。そういう設計でした。

事務局　　この住宅分の設計図ですが、子供部屋はたくさんありますがお風呂場はありません。でも、お風呂場がない申請は先月もありましたがそれは親が済んでいる家がすぐそばにありまして、お金をかけて造るよりも新しくできた親のふろに入った方が良いという申請でした。

議長　　はい。27番委員

27番　　27番です。先ほどの1番委員と質問が重複しますが、雨水を溜桝をして自然流下するという話があったんですが、ちなみにこの〇〇〇〇番〇のどのあたりにされるのかと、その下の〇〇〇〇番と〇〇〇〇番〇これは畑となっていますよね、ここにして、今日もかなり雨が降っていますが大雨の時にそれが地下浸透だけで処理ができるのかできないのか、それと〇〇〇〇番の周りに道路みたいのがありますが、ここには用排水路がないのか、その点をお聞きしたいのですが。

事務局　　まず、集水桝の位置についてですが、ちょっと口頭の説明では分かりづらいと思いますので、ホワイトボードに書きます。これが申請地です。ここに道路があって〇〇〇〇番〇の申請地です。ここが〇〇〇〇番の宅地です。申請地のここに集水桝を造って雨水を集めて自然浸透させる計画になっています。〇〇〇〇番〇の宅地がありますが、ここが申請人の父親が住んでいるところでここに合併浄化槽がありますが、この排水は市道まですでに埋まっている管に流しており、今回新しく家を造って洗濯機の排水だけを流されるということです。ここに汲み取りのタンクを設置してこっちにトイレと台所があってここに入れますよと言う排水計画です。雨水はどこかこの辺に集水桝を置いて浸透させますよという計画です。

議長　　現場を見られた方の報告がありました。配置図についてはこのような状況でありました。皆さまの御意見をお伺いいたしますが。

5番　　5番です。この件についてですが、私の近所にこれに非常に似た件があり排水問題ですね、これは多分合併槽が入れていると思うのですが、普通の道路側溝に生活排水を流しているのが匂いがするというので、近所となり相当揉めているんですね。一般的に考えて今どき新築をするんだったら汲み取りのトイレをつくる人はいないと思うんです。最低合併槽または下水道に流すのが普通の考えなのではないのかと思うんですが。工事

費を安くするためか分かりませんが、われわれ農業委員会としては、合併槽もしくは浄化槽につないでいただく方向で、今回はその書類が再提出されるまで見送るというかたちでいかがでしょうか。以上です。

議長 見送るというか不許可ということですね。ほかに皆さん御意見ございませんか。

11番 11番です。合併浄化槽については、同じ意見なのですが、聞きたいのはその周りの住宅ですね。周りの住宅は多分合併浄化槽になっていると思うのですが、それにつないだ方が早いのではないですか。わざわざ汲み取りにしないで済むんですね。汲み取りにする意味が分からないですね。

議長 憶測から言えばですね、工事費を極力減らすためにもしかしたら今既存の合併浄化槽につなげることも十分考えられると思います。

議長 大体意見は出つくしましたかね。条件を付してという考え方もありますけれども。

事務局 排水についてですが、下水道課に聞いたところ法的な根拠はないし市の条例では努めなければならないと努力

義務みたいな書き方があります。

11番 補助金はないのですか。

事務局 下水道課に聞きましたところ新築の場合は今年度いっぱいの3月までだったら補助が出るとのことです。

事務局 協議会に切れ変えます。

(協議会)

議長 御意見が出ましたので協議会を終わりにして議決をとりたいと思います。許可条件を満たしていないということで不許可ということに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数で2項につきましては、不許可と決定いたします。2項を除きまして6項まで御意見、御質問ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 調査員の報告では許可相当と報告されましたがそのように決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請については、第2項は不許可、それ以外は許可相当と決定いたします。

事務局 不許可になりましたが、その不許可の理由につきましては、この排水計画についての妥当性が確認できずに周辺農地への影響を及ぼしかねないというところで不許可相当ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

議長 それでは、そのようなことで不許可といたします。

議長 議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 第1項について説明します。申請地は、麓町の畑です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、昭和61年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 4番委員をお願いします。

4番 4番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は、だいわの東側、それから武家屋敷群のところにあります。現在は竹林となっており農地への復元は困難の状況となっております。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項について説明します。申請地は、高尾野町大久保の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成8年11月11日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 11番委員、調査結果の報告をお願いします。

11番 11番井町です。調査日時等は先ほど言いましたとおりですので省略いたします。第2項、位置図としまして45ページで説明しましたところの上の方に当たります。コメリ高尾野店から300mのところであります。先ほど〇〇〇〇番〇の申請があったところの上の方を宅地としてその横にですね〇〇〇〇番〇畑というところが非農地となっております。ここはですね現在平成8年11月11日に非農地になったということで、この今宅地となった〇〇〇〇番〇のところにですね今現在宅地となって家が建っております。それとっしょにですね宅地を造成されています。現地を見たところ盛土で宅地となっており、農地の復元は困難と思われるので、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、高尾野野上水流の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和62年1月10日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。この申請地につきましては、先ほどカラー写真の資料を回しましたけれど、現場での判断が難しいでしたのでこれを見て審議をお願いいたします。

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番花園です。日時、調査員は省略させていただきます。議案第6号 非農地証明願いの第3です。申請地は、上水流交差点から東に50mの所に位置しております。申請人は、鹿児島市在住で申請地には空き家と畑があり、今回この畑に非農地証明願いが申請されました。空き家はもちろんですが、庭もきちんと手入れがいきとどいて、この申請地につきましても定期的に草払いをしてあったと思われるように、きちんと雑草もそれほど高くはえていませんので、今すぐにも農地として利用できる状態でした。調査の結果、農地への復元は可能と思われるので、非農地証明願いは否承認と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局説明をお願いします。

事務局 第4項について説明します。申請地は高尾野野江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、平成3年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 8番委員、お願いします。

8番 8番です。続きまして、非農地証明願いの第4項です。申請地は、段公民館から南へ300mくらいのところに位置しております。位置図及び地籍図を御覧ください。申請地は、道路から2、3m下にあります。古い家をこわして新しい家を建てようとした時にこの一角が非農地であることが分かったとのこと。昔は道路して使われていたようでコンクリー

トが張られていました。どう見ても農地への復元は困難と思われるので、承認と判断しました。

議長 続いて第5項をお願いします。

事務局 第5項について説明します。申請地は高尾野野大久保の畑4筆と田5筆の計9筆です。登記地目はそれぞれ田及び畑で申請現況はそれぞれ山林となっています。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番委員です。議案第6号 非農地証明願いの第5項です。申請地は野平公民館から南東へ300mから1キロメートルに位置します。51ページから56ページの地籍図を参考にして下さい。54ページの土地表示でわかりますようにさまざまな広さの田と畑が昔あったと思われますけれども、いちようだいたい全部見て参りました。倒木で覆われた田は谷底のようになっていました。畑らしきところは雑草で生い茂りほとんどの所が原野化しておりました。場所によっては竹の手入れしてたけのこを少し出荷しているところもあるようです。以上により全て農地への復元が困難であると思われるので、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第6項をお願いします。

事務局 第6項について説明します。申請地は中央町の畑3筆です。登記地目は田、現況地目は雑種地です。非農地となった年月日は、昭和61年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。この非農地証明願いについては、昭和61年にここについては農地法第5条の許可を受けている土地になるのですが、古すぎて利用目的等の記録が残っていないので、こちらで非農地証明しか出せないということです。

議長 8番委員をお願いします。

8番 8番です。非農地証明願いの6項です。申請地は、JAいずみ事業所の西側に隣接しております。下の位置図を御覧ください。閉店したパチンコ店の駐車場だったところです。コンクリートが全部張られていまして、現状から見て農地への復元はどうしても困難だと思われるので、非農地証明願いは承認と判断いたしました。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。3項につきましては、否認

と判断されましたが何かありませんか。写真の限りでは、宅地のところに少し家が建っていて畑の方に庭が出てきております。

議長 それでは、第3項につきましては否認、それ以外の申請については承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議案第6号 非農地証明願いについては、第3項が否認、ほかについては承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○活動日報・活動記録簿の提出と農地利用最適化交付金について(事務局説明 省略)

○農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴う募集について【募集書類の配付】

(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第31回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印